

入札のお知らせ

秋田駅東西連絡自由通路において、物販や観光PR活動を目的としたスペースを運営する事業者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募します。

令和8年10月5日

秋田市長 沼谷 純

1 入札に付する事項

(1) 件 名	秋田駅東西連絡自由通路物販等スペース貸付		
(2) 貸付場所および予定価格	貸 付 場 所	貸付面積	予定価格 (税抜)
	秋田駅東西連絡自由通路の一部	19.8 m ²	12,000 円
(3) 貸付期間	令和8年12月1日から令和9年2月28日まで		
(4) 入札参加要件	① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。 ② 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないこと。 ③ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。 ④ 市税に滞納がないこと。 ⑤ 秋田市内に本店、支店等がある法人で、過去3年以内にイベントの運営実績がある者。 ⑥ PL保険（生産物賠償責任保険）等に参加するなど、事故等による賠償責任を負えること。 ⑦ 政治性又は宗教性のある事業を行う団体等でないこと。 ⑧ 秋田市広告掲載基準第5条に掲げる事業者でないこと。		

(5) 入札参加申込み	
受付期間	令和 8 年 1 0 月 5 日（月）から令和 8 年 1 0 月 1 4 日（水）まで（ただし、土曜日および日曜日ならびに祝日を除く。）
受付時間	午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで
受付場所	秋田市民交流プラザ管理室
(6) 指名通知等	令和 8 年 1 0 月 1 6 日（金）までにメール等により通知（予定）
(7) 入札	
日時	令和 8 年 1 0 月 2 2 日（木）午前 10 時
場所	秋田市東通仲町 4 番 1 号 秋田市民交流プラザ 1 階 音楽交流室 D
入札保証金	入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を入札前に納めること。 ただし、秋田市財務規則第 109 条第 1 項第 2 号に該当する場合においては、入札保証金を免除する。
(8) 契約締結期限	令和 8 年 1 0 月 2 8 日（水）（予定）

2 入札手続きおよび注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加要件の審査を受けてください。

(ア) 入札参加申込書

(イ) 法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し、個人の場合は住民票の写し

(ウ) 市税に滞納がない証明書（令和 8 年度分。秋田市役所市民税課で発行したもの。写し可）

(エ) 誓約書（様式はアルヴェホームページ参照）

(オ) 秋田市内の営業所の所在地が確認できる書類の写し（営業所の建物の賃貸借契約書、業務用車両の車検証、公共料金の検針票など）

※ (ア)および(エ)の様式は、秋田拠点センターアルヴェのホームページに掲載している最新の様式を使用してください。

※ (イ)および(ウ)については、入札参加申込日から3か月以内に発行されたものを提出してください。

※ (ウ)に秋田市内の営業所の所在地が印字されている場合は、(ウ)の書類の提出は不要

イ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

(2) 指名について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者に指名通知をします。

イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合は、その旨を選定結果として通知します。

ウ 指名通知および非指名通知は、メール又はファクシミリで通知します。

(3) 入札について

ア 入札に当たっては、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）を遵守してください。

イ 落札決定の際は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった貸付料の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 落札者は予定価格以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者としします。

エ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任する際は、委任状を入札時に提出してください。その場合、入札書には、代理人の印を押印してください。

オ 入札および契約上の条件等については、「秋田駅東西連絡自由通路物販等スペース貸付募集要項」を確認し、了承の上、入札に参加してください。

(4) 入札時に持参するもの

ア 入札参加に係る指名通知(秋田市民交流プラザ管理室から送付したもの)

イ 入札書および入札に使用する印鑑（代理人の場合は代理人の使用印鑑）

ウ 委任状（代理人が入札する場合）

※ 入札書および委任状は、秋田拠点センターアルヴェのホームページに掲載している最新の様式を使用してください。

3 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された申込書等は、返却しません。
- (3) 問合せ先

秋田市観光文化スポーツ部

秋田市民交流プラザ管理室

施設管理担当

電話 018-887-5310

e-mail ro-urky@city.akita.lg.jp